



ロウバイ

税理士法人原会計事務所
原会計事務所だより



編集発行人
税理士・行政書士
ファイナンシャルプランナー
宅地建物取引士
ITコーディネーター

原 俊

本社 〒104-0032
東京都中央区八丁堀4-13-1
TEL:03-3552-5500(代) FAX:03-3552-5400
市川支社 原行政書士事務所
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6
TEL:047-333-6666(代) FAX:047-333-8811
喫茶 相続相談カフェ
TEL:047-333-3334
安藤会計社 〒273-0002
千葉県船橋市東船橋5-3-3
TEL:047-424-5566(代) FAX:047-424-5744
E-mail info@harakaikei.com
URL <http://www.harakaikei.com/>

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 23日・天皇誕生日

- 国 税/令和4年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税/贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税/1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
2月28日
- 国 税/6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 2月28日
- 国 税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

地方税/固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



国税のスマホアプリ納付 専用のWebサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」から、納税者が利用可能なPay払い(〇〇ペイ)を選択して納付する手続方法。事前手続き不要、原則として全税目の納付が可能で、一度の納付利用上限は30万円とされていますが、領収証書は発行されません。なお、クレジットカード納付と違い決済手数料は無料です。ローソンとファミリーマートで扱っています。



今年も所得税等の確定申告時期を迎えました。還付申告は、すでに1月から始まっています。納付額のある人については、2月16日から3月15日までとなります。

以下、令和4年分確定申告のポイントを整理してみます。

一 申告書類の変更

令和4年分の確定申告から、「確定申告書A」と「修正申告書(別表)第五表」が廃止されます。そしてこれらは、従来の「確定申告書B」に集約され、「確定申告書第一表」となります。

二 雑所得で収支内訳書が必要
雑所得は、「公的年金等」、「業務に係るもの」、「それ以外」に分けられます。

業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

業務に係るものについては、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える人は、現金預金取引等関係書類を保存することが義務になりました。現金預金取引等関係書類とは、その業務に関して作成したり受領したりした請求書や領収書などのうち、現金や預貯金の収受、預入れ・払出し、引出しに際して作成されたものをいいます。

また、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が1000万円を超える場合には、その業務に係る総収入金額や必要経費などの書類の添付が必要になりました。

三 住宅ローン控除の見直し

個人が住宅ローンを利用して

マイホームの取得やリフォームをした場合には、一定の要件を満たすと住宅ローン控除の適用を受けることができます。

令和4年度税制改正において、同制度の適用期限が延長され、令和7年12月31日までに入居した方が対象となりました。

省エネ性能の高い住宅を取得した場合には、一般の住宅の取得に比べ控除限度額が高く設定されています。これは2050年(令和32年)のカーボンニュートラルの実現に向けた措置です。

また、借入金残高に対する控除率が1%から0.7%に引き下げられた他、適用対象者の所得要件が、「3000万円以下」から「2000万円以下」に引き下げられるなどの見直しが行われています。

四 e-Taxの利便性の向上

マイナンバーカードを利用して電子申告をする際には、①e-Tax登録情報の確認、②電子署名の付与、③e-Taxへのログインと、3回マイナンバーカードの読み取りを行う必要がありました。



これについて、過去にマイナンバーカード方式で申告をした人については、今回の確定申告のみ1回に簡素化されました。また、青色申告決算書や収支内訳書をスマートフォンで作成することもできるようになりました。

さらに、マイナポータルを経由して控除証明書などの必要書類のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力するマイナポータル連携について、「1年間分の医療費通知情報」、「公的年金等の源泉徴収票」、「国民年金保険料控除証明書」が対象に追加されました。

確定申告が必要な人

(令和4年分用)

区分	項目	チェック内容	チェック欄
対象者 (主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	給与収入が年間2,000万円を超える		<input type="checkbox"/>
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	<input type="checkbox"/>
	2か所以上から給与をもらっている		<input type="checkbox"/>
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子や賃借料などの支払いを受けた		<input type="checkbox"/>
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合は申告不要	<input type="checkbox"/>
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		<input type="checkbox"/>
譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 業務に係る雑所得で一定の場合は、収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>	

確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	チェック欄
所得から差し引かれる金額 (主な例)	医療費控除(※セルフメディケーション税制との選択適用)	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上	<input type="checkbox"/>
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を差し引く	
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
	セルフメディケーションは医薬品購入額が1万2千円超(8万8千円限度)		
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	特定扶養親族	対象者は、扶養親族のうちH12.1.2～H16.1.1生まれの人	<input type="checkbox"/>
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く。合計所得金額が500万円以下	<input type="checkbox"/>
夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離婚の場合は扶養親族要件あり			
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得48万円以下、事実婚の状況にない	<input type="checkbox"/>	
配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	<input type="checkbox"/>	
税額から差し引かれる金額 (主な例)	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	<input type="checkbox"/>
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超は、適用不可 添付書類 (1) 新築・中古家屋の場合 ① 家屋(土地)の登記事項証明書 ② 請負契約書 又は 売買契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の書類の他に、次のいずれかの書類 ① 建築確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	<input type="checkbox"/>
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	<input type="checkbox"/>
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	<input type="checkbox"/>
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	<input type="checkbox"/>

販売管理システムとは

販売管理システムとは、会社が自社の商品の注文を受け、実際に相手先へ納品するまでの「販売業務」における、自社商品や金銭の流れを管理するためのシステムをいいます。

販売管理の重要性

販売管理とは、販売対象となる商品や販売する相手先、販売時期や場所、受注数量、販売代金など、商品販売に必要なさまざまな情報を把握し、一元化することです。前述の情報に加え、実際に販売をした際の代金を受け取る時期や、販売にあたり仕入れた商品の支払を行う時期などもあわせて管理をする必要があります。

販売管理を行う目的には、売上・仕入の状況を目に見える形にし、利益の内容や商品別の売上を明らかにすることが挙げられます。その他、商品の動きを正確に把握し、納品や発注の重複や漏れなどの重大なミスを防ぐ効果もあります。

販売管理システムが求められる理由

販売管理の内容には、「商品」の流れを把握するための管理と、販売にあたって発生する「お金」の流れを把握するための管理の二種類があります。ただし、商品の製造もあわせて行っている場合は、「商品生産」の流れを把握するための管理も求められます。

例えば、前述の商品・お金・商品生産について、それぞれ別々の担当者に管理するよう指示を出した場



合、整合性が取れず商品の在庫と金額が合わない、売上額と実際の入金額に差異が生じるなどのミスが生じる可能性があります。また、データ自体が間違っていない場合でも、管理担当者の入力ミスや転記ミス、紙媒体の紛失などから重大な問題が発生する危険性も否定できません。

このような懸念に対応するための方法として、販売管理システムは非常に有効です。販売管理システムならば商品・お金・生産の動きを一元的に管理することができるため、効率よく正確なデータを蓄積することが可能になります。

また、人の手を介して行われる管理と比較すると、デジタルシステムで管理する方法を導入することでケアレスミスが減少し、仕入れ先や顧客から信頼を得ることへと繋がるという効果も期待できるでしょう。

販売管理システムの種類

販売管理システムは、特定の業種に特化したシステムと、汎用性の高い一般的なシステムの大きく二種類に分類されます。

特定の業種に特化したシステムの場合、建設業や製造業、食品取扱業など物を生み出す業種、卸売業や商社などの独特な売買体制を取る業種など、事業の特徴にマッチしたシステムをカスタムの必要なくそのまま利用できるというメリットがあります。

一方、特定の業種がない会社の場合や、自社にあわせてカスタマイズしながら販売管理を行いたい場合などは、汎用性の高い一般システムを利用する方法が効果的です。

インボイス制度にも有効

2023年10月より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）という新たな仕入に関する税額控除方式が導入されます。インボイス制度とは、商品に適用される税率や税額が記載された請求書、いわゆる「インボイス」を活用し、仕入税額控除を受けることです。

インボイス制度の開始に伴い、販売管理システムを活用して発行する請求書なども、国で指定されている適格請求書の記載内容にあわせて形に変更をしなければなりません。

まずは活用する販売管理システムが制度に対応可能かどうかを確認する必要があります。

販売管理システムの改良に合わせてインボイス制度を導入することができるのであれば一石二鳥と言えます。

当事務所の担当者にご相談いただくか、直接事務所に連絡し、原と御指名下さい。（原）